

十二月も半ばを過ぎ、何かと気せわしく心の落ち着かない時期になりました。来年に向けて皆さんもいろいろ抱負や意欲を持っているでしょうが、一方で、気掛かりなことや困ったことを抱えている人も少なくないのでは。そこで、今回は市民生活におけるさまざまな悩みについて、どのようなアドバイスをしてもらえるのか市民相談室で話をお聞きしました(担当は市民編集委員・石原、古田島)。

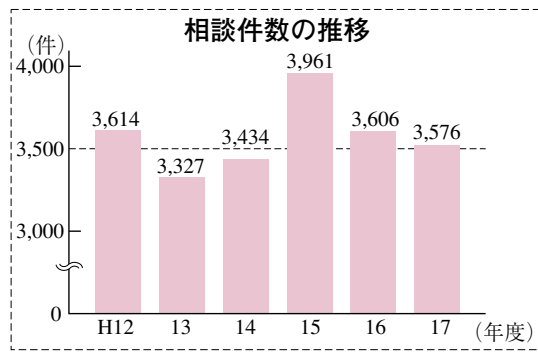
ことなどがあれば 早く解決させましょう

困ったことや悩んでいる あなたも市民相談室へ気軽に話し

1日平均13件以上寄せられます

なかなか減らない相談数

市役所一階の一番南側にある市民相談室。さまざまな悩みや困っていることを解決しようとする市民の皆さんが多く、また、相談の電話も頻繁にかかってくる毎日



昨年年度までの六年間、各年度別の相談件数の推移は上の

男性4割女性6割の比率で 最も多いのが民事の悩み

昨年年度、一年間に三千五百七十六件の相談が寄せられました。相談者は男性四割、女性六割の比率で、来庁相談と電話相談の割合はほぼ半々、文書による相談は一件だけでした。

相談内容の内訳は下表のとおりで、大きく二つに分けると一般相談が二千九百五十六件、専門相談が六百二十件です。



が、民事関係で千二百二十二件に上りました。その内訳では、相続遺言が二百七十五件、金銭貸借が百六十九件、離婚が百六十五件、親子関係が百五十二件、土地建物が百五十二件。

一般相談		専門相談	合計
2,956件			
内訳	行政関係	658件	620件
	民事関係	1,212件	
	その他	1,086件	

の五つの内容が七割近くを占めます。もちろん、こうした相談は法律の専門家にアドバイスを受けなくては解決できない問題も多いため、市民相談室で定期的に開設している専門相談を受けるように助言しています。

半数以上が法律家を頼って

7分野で専門相談を開設

市民相談室が行っている専門相談には、下表の七つがあります。毎週行っている法律相談以外は、毎月一、二回開設。どれも定期的に開かれています。年末年始や祝日に重なった場合には、開設日が変わるので、本紙の毎月一日号に載っている記事を必ず、確認しましょう。

昨年度、寄せられた専門相談の内訳では、離婚、相続、金銭貸借、契約、損害賠償が上位を占めています。一般相談の民事関係とほぼ同じ傾向を示していることが分かります。

談の中で最も多かったのが法律相談。三百二十二件で半数以上を占めました。弁護士に法的なアドバイスを受けたという相談者が多いために、相談日の前日に先着順で申し込みの電話を受け付けています。また、合併後は毎月一回、大胡支所でも開設し、相談の機会を増やしました。

相談名	相談員	開設日時	会場
法律相談(注)	群馬弁護士会・弁護士	毎週火曜午後1時~4時(8月を除く)	市役所市民相談室
		第3木曜午後1時~4時(8月を除く)	大胡支所
人権相談	人権擁護委員	第3金曜午後1時~4時	市役所市民相談室
税務相談	関東信越国税局相談官	第3月曜午後1時~4時	市役所市民相談室など
公証相談	前橋合同公証役場・公証人	第2・4月曜午後1時~4時	
行政書士相談	群馬行政書士会前橋支部・行政書士	第1月曜午後1時~4時	市役所市民相談室
登記相談	群馬司法書士会中央支部・司法書士と群馬土地家屋調査士会前橋支部・土地家屋調査士	第2金曜午後1時~4時	
行政相談	行政相談委員	第3水曜午後1時~4時	市役所市民相談室など

・法律相談は前日午後2時から申し込み(市民相談室☎890-6100)を行い先着6人。
・各相談とも年末年始などの休みがあるので本紙1日号の記事を確認してください。



歳末で通勤通学も慌ただしく (JR前橋駅北口で)

が分かります。人々の価値観が多様化し、世の中がますます複雑になる中で、昔は当事者同士の話し合いによって解決していたことが、法的手段で双方の利害調整を図らねばならない社会になったという

普段からの人間関係も大切です

いざというときの味方に

最近では、子どものいじめや振り込め詐欺など、わたしたちの身の回りにさまざまな問題が潜んでおり、いつ自分の身に降り掛かってくるかわかりません。普段から、地域活動などに参加して、悩み事を相談できる人がいつも近くにいた方がいいです。人間関係の希薄さが、防犯や子どもの健全

被害に対して、自分を守るには専門家の知識が不可欠です。育成に影響を及ぼしてはいないか、もう一度、考えてみましょう。しかし、こうした近隣の相談相手や親せきだけでは、解決できない難しい問題が多いことも事実です。そのとき、市民相談室が心強いアドバイザーになってくれます。一人で悩まず、気軽に相談しましょう。